

## (記入例)

様式第 27 号

## 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書

平成 26 年 4 月 5 日

石川県知事 殿

譲受人 氏名 田中 耕作

田  
中

譲渡人 氏名 大畑 稔

大  
畑

申請代理人

連絡先 0761-72-1111

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可を申請します。

1 当事者の 住所等	当事者の別	氏 名		住 所				職 業		
	譲 受 人	田中 耕作		加賀市山代温泉山背台 1 丁目 60 番地				会社員		
	譲 渡 人	大畑 稔		加賀市大聖寺南町ニ 41 番地				無し		
2 許可を受 けようと する土地 の所在等	土地 の 所 在	地番	地目		面積	利用 状況	10a 当り 普通収穫 高	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区 域・市街化 調整区域・ その他の 区域の別
			登記簿	現況						
	大聖寺〇〇町	1 番	田	田	600 m <sup>2</sup>	水稻	550 kg	—	—	その他
計 600 m <sup>2</sup> (田 600 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> 、採草放牧地 m <sup>2</sup> )										
3 転用計画	(1) 転用の目的	自己住宅		(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細  現在、山代温泉のアパートに家族4人で暮らしている が、アパートが手ぜまになってきたことと、両親の高齢化 に伴い、近くに住んで老後の面倒を見られる所で暮らすため。						
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	平成 26 年 6 月 1 日から 永久 年間								
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第 1 期 (着工平成 26 年 6 月 10 日から 平成 26 年 12 月 10 日まで)				合 計			
			名 称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	
		土地造成			600 m <sup>2</sup>					
		建築物	住宅	1	200 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	1	200 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	
		小計		1	200 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	1	200 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	
		工作物								
		小計								
		計		1	200 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	1	200 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	
4 権利を設定し 又は移転しよ うとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期			権利の存続期間	その他		
	所有権	移転		平成 26 年 6 月 1 日			永久			

(記入例)

5 資金調達 について の計画	収入の部		支出の部	
	自己資金	20,000,000 円	土地購入費	6,000,000 円
	借入金	15,000,000 円	土地整地費	3,000,000 円
	(借入先金融機関)		(うち土囲費	1,500,000 円)
	○○銀行 ○○支店		建物建築費	26,000,000 円
	合 計	35,000,000 円	合 計	35,000,000 円
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	1 メートルの L型擁壁により土囲いをし、土などが周囲の農地に流れ出さないよう講ずるとともに、下水についても合併浄化槽を設置し、農業用用排水に影響が出ないようにする。			
7 その他参考となるべき事項	<p>両親は申請地から 100m の距離のところに居住しており、同じ集落内であり、様子見に隨時行くことが可能な距離となる。</p> <p>集落内並びに周辺には空いた宅地等がなく、集落の外縁部にある申請地をやむなく選択せざるを得なかった。</p> <p>(※敷地内に赤道、青道等が存在する場合は、管理者と協議していること、又は用途変更や使用収益の申請をしていることを記述する。)</p> <p>(※許認可が必要な転用案件の場合、例えば開発許可申請、国定公園法、墓埋法、砂利採取法、土砂採取等が関わる場合はその旨と、手続き中であることがわかるよう記入する。)</p>			

## (記入例)

### 記入欄の説明

#### 0 申請書の頭書

日付欄 提出日または記入日

譲受人欄 氏名を記入し、押印する。認め印OK。本人が署名した場合は押印を省略できる。

譲渡人欄 氏名を記入し、押印する。認め印OK。本人が署名した場合は押印を省略できる。

連絡先欄 連絡先を必ず記入。

申請代理人欄 行政書士等、申請代理人がいる場合は記入する。

#### 1 当事者の住所等

- ・氏名を記入し、住所、職業を必ず記入する。

- ・住所は、県内の方は市町名から、県外の方は都道府県名から記入する。

- ・譲渡人の現住所と登記簿謄本の住所が異なる場合のみ、住民票の抄本（当人）の添付が必要。

- ・譲渡人が2人以上の場合には、「譲受人〇〇」及び「譲渡人〇〇 外〇名」とし、申請書の1及び2の欄は「別紙記載のとおり」としてもよい。この場合の別紙の様式は、別に掲載する。

#### 2 許可を受けようとする土地の所在等

- ・転用する土地の所在、地番、地目、面積を記入する。

- ・複数筆が対象となる場合は2段目3段目など、また、多数ある場合は別紙に一覧を記入する。

- ・利用状況は、田は一毛作又は二毛作の別、畑は普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畠又はその他の別、採草放牧地は主な草名又は家畜の種類を記入する。

- ・申請農地に農地法3条や利用権の設定などがある場合は、使用収益権の欄に、その権利の種類と権利者名を記入する。

- ・10a当たり普通収穫高は、採草放牧地は採草量又は家畜の頭数を記入する。

- ・市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別は、加賀市では常に「その他」を記入する。

- ・計の欄も必ず記入する。

#### 3 転用計画

(1) 「転用の目的」及び「事由の詳細」の例示は、次ページの表に示す。

(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間欄は、許可予定の日より後日付を記入するが、所有権移転の日などを記入する。期間は「永久」または借りる期間などを記入する。

(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要欄は、工事計画欄に着工予定日と完成予定日を必ず記入し、内訳も必ず記入する。工事計画が長期の場合は、できる限り6か月単位で区分して記入する。

事業が、申請農地と宅地や他の地目の土地を併用する場合は、合計面積を所要面積として記入する。建築面積は、建築物の1階の面積や、屋根を含む敷地への投影面積を記入する。

#### 4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容

権利の種類欄は、「所有権」「賃貸借権」「使用貸借権」のいずれかを記入する。

権利の設定・移転の別欄は、権利の種類が所有権の場合は「移転」、「賃貸借権」「使用貸借権」の場合は「設定」と記入する。

権利の設定・移転の時期欄は、その予定日を記入する。

権利の存続期間欄は「永久」またはその期間を記入する。

その他欄は、賃貸借権などで定期借地権や、事業用定期借地権が設定される場合、買戻し特約等がある場合等、特殊な契約内容がある場合に記入する。

## (記入例)

### 【「転用の目的」及び「事由の詳細」の例示】

区分	「転用の目的」欄	「事由の詳細」欄
工場の場合	生コン製造工場 (新設)	従来個人共同で事業を行っていたが、北陸新幹線等公共事業の受注が増加したため、昭和57年10月10日本法人を設立し、小松、加賀方面を主体として生コンの製造販売を行うものである。
	テトロン織物工場 (増設)	○○会社の系列会社で○○会社に増産計画があるが、現在面積1,896m <sup>2</sup> (建築面積800m <sup>2</sup> ) では工場の拡張が不可能なため増設するものである。
住宅の場合	自己住宅(新築)	○○市○○町○○番地において借家住まいをしているが、家主から立退きを要求されているためである。
	賃貸住宅(新築)	市街地に近く、付近に大工場があり、その従業員を対象とし、また今後の老後の安定とあわせて建設を行いたいためである。
資材置場の場合	土木建築工事用資材 (新設)置場	現在、金沢、野々市、白山方面で建築工事を行っているが、最近小松、加賀方面の建築工事受注が多く、小松に中継の資材置場を設けるためである。
	配管工事用資材置場 (新設)	○○会社の下請を主とし、年間○○○万円の受注を取扱っているが、最近の受注量の増加もあって、配管工事用資材置場を新設するものである。なお、既設はない。
店舗の場合	理容店舗住宅	○○団地の造成による人口増から、○○理容店を退職して新たに本申請地で開業するためである。
	自動車販売サービス 営業所	現在、○○市、○○町の2カ所に営業所を設けているが、最近○○○地区の受注が多く、営業所を新設しディーラー等のサービスにあたるためである。
倉庫の場合	商品格納倉庫(新設)	現在○○商店(個人経営)を経営しており、取扱い製品を产地より直送で買受け、保管管理は現在○○○○所有の倉庫を利用しているが、販路の拡張もあって前記倉庫の賃貸借を解約、当店の倉庫を建設するためのものである。
	電気製品保管倉庫 (新設)	当社の製品を一時倉庫に保管し、まとめてコンテナで各地方へ輸送を行うためである。
作業場の場合	給付作業場(新築)	○○店の絵付職を行っているが、今回独立して九谷焼の絵付を行うためである。
	大工作業場住宅併用 (増設)	現在○○m <sup>2</sup> の作業場で行っているが、工場の受注が多く、現在施設の隣接地で拡張を行うためである。